

# 環境をまもる木屑処理

これからの焼却炉について

木材は環境に優しい、安全な資材であり、  
究極の環境資源です。

不要になった木屑は、そのまま燃やすことはできません。野焼きだけでなく、  
小型焼却炉での処理も法律で規制されています。

従って、自ら木屑等の適正処理に関する意識改革を行い、  
環境問題の解決に真剣に取り組む必要があります。

全木連では、「木屑等の適正処理に関する対応指針」をとりまとめております。

廃棄物として処分する木屑等の発生抑制

木質資源の多用な利用の促進

木質バイオマスエネルギー化 により、

貴重な循環資源である木材を無駄なく、さまざまな用途に活用することによって、  
廃棄する木屑等の発生の減量化に務めなければなりません。

このような工夫をしてもなお発生する木屑等の廃棄物については、

産業廃棄物処理業者に委託するか、

設置の届出義務やダイオキシン類の測定義務がない小型の焼却炉で焼却するか、

比較考量することが必要です。

焼却する場合は、現在適用されている諸規制をはじめ、  
平成14年12月1日から適用される焼却炉の規制に対しても、  
各企業の責任において対応しなければなりません。

全木連では、

焼却炉、木質バイオマスエネルギー、リサイクル化関連情報を  
ホームページで逐次紹介しております。

**(社)全国木材組合連合会**

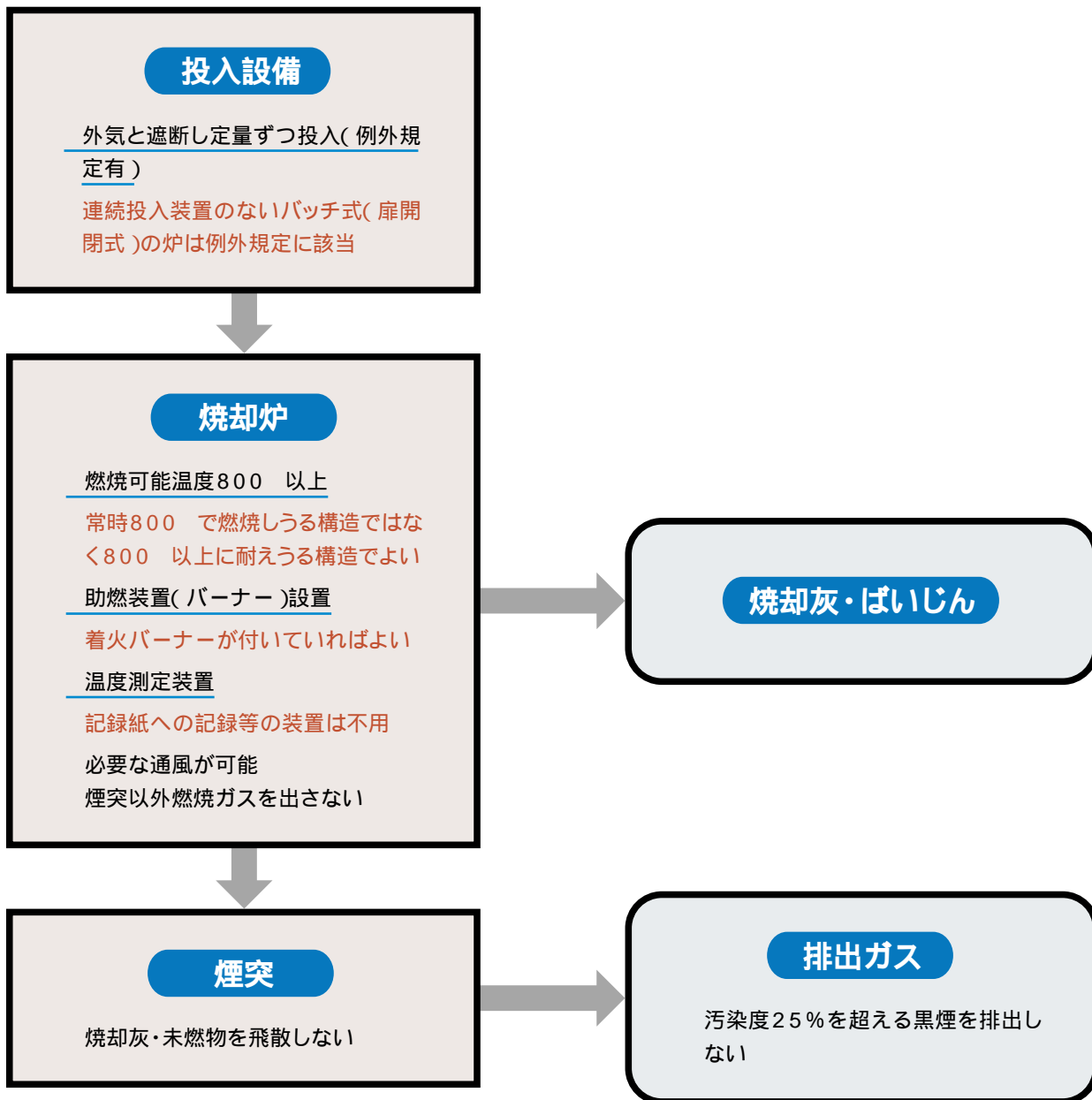
<http://www.zenmoku.jp>

# 焼却炉の規模別規制のポイント

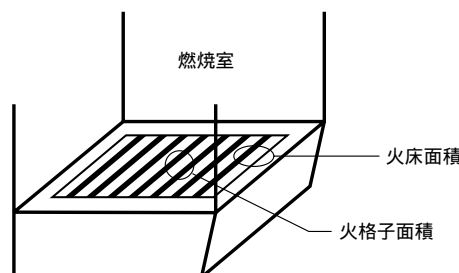
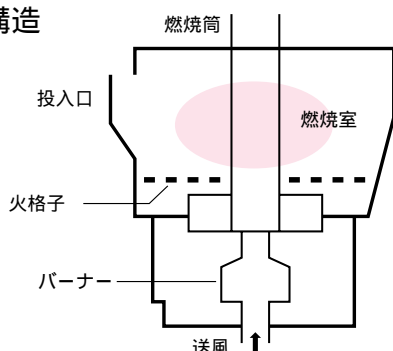
下線部は平成14年12月1日から適用

は、林野庁が環境省から聴取した当該構造基準に関する解釈。(文書規定等なし)  
: 条例により施設の届出義務やさらに厳しい規制をしている自治体もあります。

## 火床面積0.5 m<sup>2</sup>未満かつ焼却能力50 kg/h未満の廃棄物焼却炉



焼却炉の構造

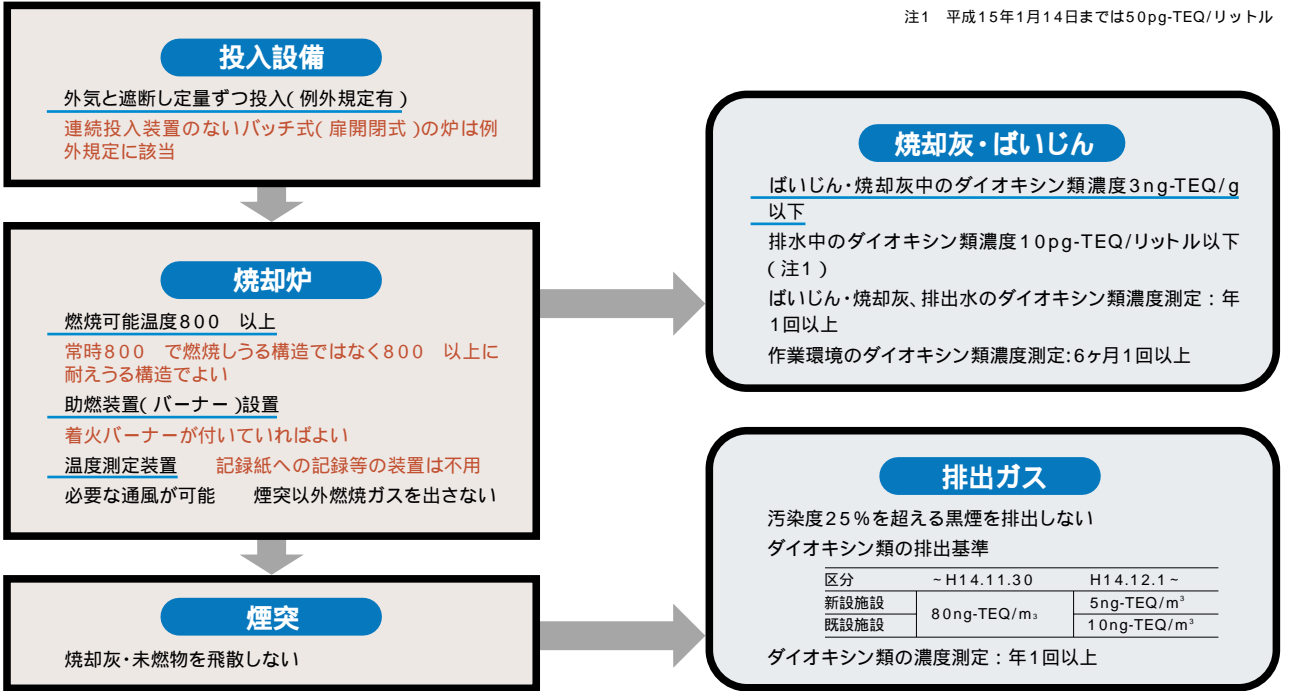


火床面積とは、燃焼室内の全火床(火格子及び火床部分を含む)面積で、火格子面積とは燃焼室内の全火格子面積をいいます。

# 火床面積0.5m<sup>2</sup>以上又は焼却能力50kg/h以上の廃棄物焼却炉

この規模の焼却炉は、廃掃法、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等により概略次のとおり規制されております。

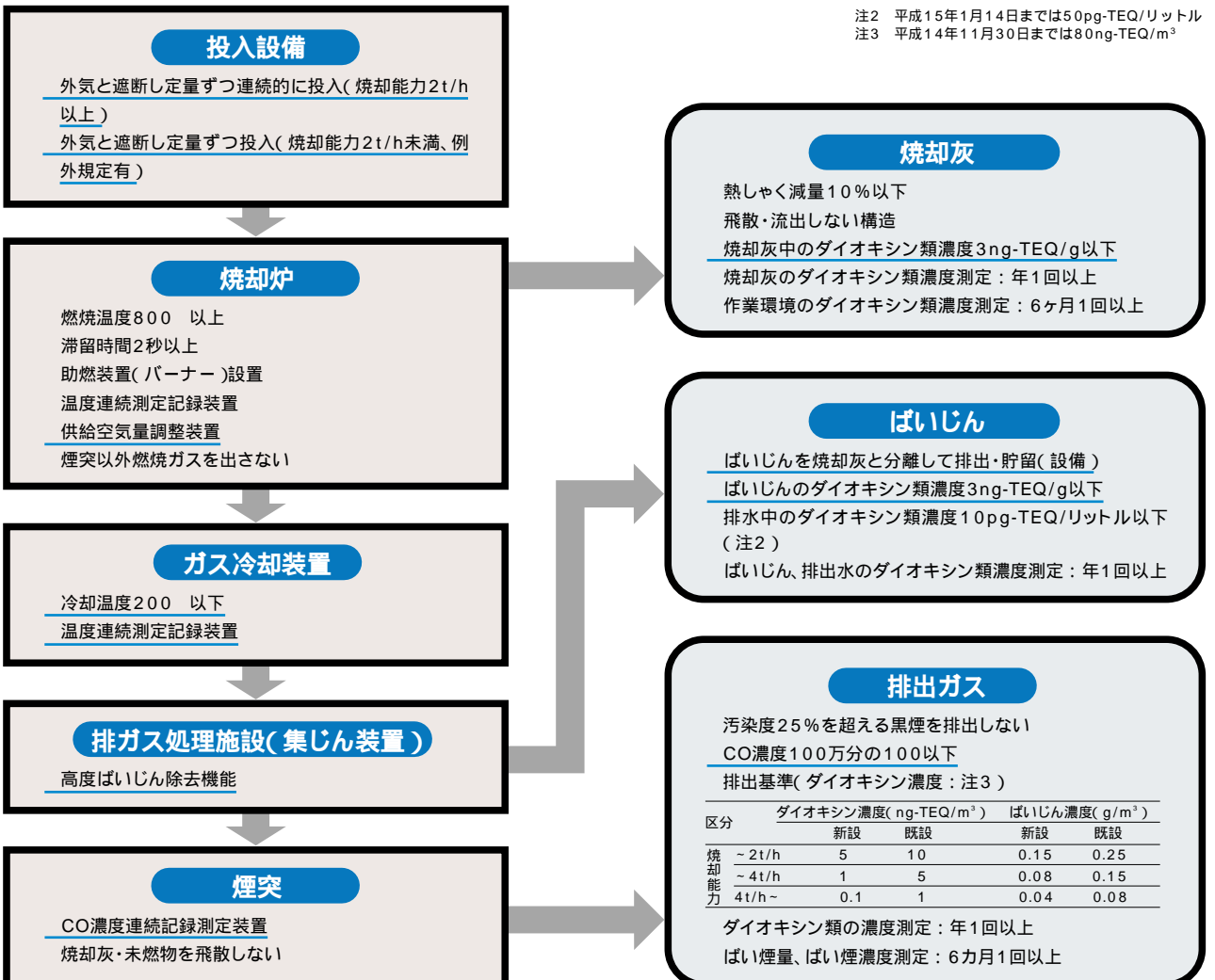
注1 平成15年1月14日までは50pg-TEQ/リットル



# 火格子面積2m<sup>2</sup>以上又は焼却能力200kg/h以上の廃棄物焼却炉 ガス化改質方式以外の場合

この規模の焼却炉は、廃掃法、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等により概略次のとおり規制されております。構造的にも排ガス冷却装置や排ガス処理施設を設ける必要がありますので、施設コストも高くなります。

注2 平成15年1月14日までは50pg-TEQ/リットル  
 注3 平成14年11月30日までは80ng-TEQ/m<sup>3</sup>



**Q 木屑とは？**

A 製材工場などから出る背板、端材、鋸屑、樹皮などの総称で、木質廃材とも言われます。なお、製造業から発生する木屑等の廃棄物は産業廃棄物で排出者が処理をしなくてはなりません。木材販売業において発生する木屑等の廃棄物は、一般廃棄物に該当し、原則として市町村が処理することになっています。処理の仕組みや費用は市町村によって違いますので担当部局にお問い合わせください。

**Q 木屑を再利用(リサイクル)するには？**

A すでに確立している用途(市場)として、木材乾燥用燃料、パーク堆肥、おがこ、木炭、燃料用ペレット、高次加工木材(MDF、パーティクルボード等)、抽出成分利用製品などがあります。また、技術開発の進展とともに、木質バイオマスエネルギーとしての利用が広がると期待されています。

**Q 木屑はどのように処理すればいいのか？**

A 木屑は、再利用可能な資源ですので、木材の特性を生かしたりリサイクル等に取り組み、減量化を進めましょう。それでも発生する木屑等の廃棄物については、産業廃棄物として処理するか、構造基準に適合した焼却炉で焼却処理することが必要です。

参考 木屑の処理方法と廃棄物処理の該当

処理する木屑の判定		木屑が有価物でないもの	木屑が有価物であるもの
占有者が 処理	再利用 原料として燃焼を 伴わない再利用	× 廃棄物処理に該当せず	× 廃棄物処理に該当せず
	燃料等として燃焼 させて再利用	廃棄物処理に該当する	× 廃棄物処理に該当せず
	焼却等処分	廃棄物処理に該当する	廃棄物処理に該当する
他者へ譲渡 して処理	原料又は燃料として再利用	廃棄物処理に該当する	× 廃棄物処理に該当せず
	焼却・埋め立て等の処分	廃棄物処理に該当する	廃棄物処理に該当する

**環境関係法制度における罰則規定の概要**

ダイオキシン類対策特別措置法

**法第44条**

特定施設の届け出時の都道府県知事の変更・廃止命令、又は排出基準に適合しない排気ガス又は排出水を継続して排出するおそれがある排出者への都道府県知事の改善・一時停止命令等に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

**法第45条**

排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出した者で、違反行為が行われた日から3月以内に知事が立入検査させ、その測定結果が排出基準又は総量規制基準に適合しない場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。

**法第46条**

特定施設の新規設置及び変更時の知事への届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金。

**法第47条**

既存特定施設の届出をせず又は虚偽の届出をした者、又は都道府県知事が求めた報告又は検査について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者等は、20万円以下の罰金。

**法第49条**

特定施設の届出事項の変更又は特定施設の譲渡、借受、相続、合併の都道府県知事への届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

**法第25条**

産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分を行った者に対し、都道府県知事が行った支障の除去又は発生の防止のために必要な措置の命令(措置命令)に違反した者等は、3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金刑、又はこれを併科。

**法第26条**

産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が技術上の基準又は申請書に記載した計画に適合していないときに都道府県知事が行った許可の取り消し、又は必要な改善、使用の停止の命令等に違反した者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金。

**(社)全国木材組合連合会**

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階

TEL.03-3580-3215 FAX.03-3580-3226

URL <http://www.zenmoku.jp> Eメール: [info@zenmoku.jp](mailto:info@zenmoku.jp)